

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項の規定に基づき提出された奈良警察署における要保護者の保管金不適正取扱い事故に係る賠償金の支出に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりである。

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	森 田 康 文
同	田 尻 匠
同	小 林 誠

第１ 監査の請求

１ 請求人 略

２ 請求書の提出日

令和３年３月１６日

３ 請求の要旨

監査請求書及び令和３年３月１９日に提出があった補足説明書等の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

（１）措置要求事項

奈良警察署長（以下「署長」という。）が行った奈良警察署（以下「奈良署」という。）における要保護者の保管金不適正取扱い事故（以下「本件事故という」。）に係る損害賠償金（以下「本件賠償金」という。）の支出は違法であるため、当該支出の責任者である奈良県知事（以下「知事」という。）に対して当該支出の全額93,904円を奈良県（以下「県」という。）に返還するよう求める。

（２）請求の理由

署長は、本件賠償金について、奈良県議会（以下「議会」という。）での議決を得て、本件賠償金の支出の相手方（以下「本件相手方」という。）と示談を成立させ、令和２年３月２６日に、本件相手方に対して県費をもって本件賠償金を支払うという財務会計上の行為を行っている。

しかし、署長が本件相手方に対して、県費により本件賠償金を適法に支払うためには、次の３つの要件を満たす必要がある。

<本件賠償金を適法に支出するための3つの要件>

①署長が所属する県に国家賠償法（以下「国賠法」という。）第1条第1項に規定する損害賠償の責任があることが1つ目の要件である。

県に国賠法第1条第1項に規定の賠償責任があるというためには、県（知事）が署長に対して、本件相手方からの損害賠償の請求を受けて、その事務処理を行う権限を付与しておかなければならないが、その権限を付与したことを証明する書類（以下「知事が署長に権限を付与したことを証明する書類」という。）が存在しないため、この要件を満たしていない。

②本件相手方が日本国憲法（以下「憲法」という。）第17条及び国賠法第1条第1項の規定に基づき県に対して損害賠償の請求を行うことが2つ目の要件である。

本件賠償金の支出に係る議案書の知事決裁を得る前に、本件相手方が代位責任を負う県（知事）に対して本件賠償金の請求をしたことを証明する書類（以下「本件相手方が知事に請求したことを証明する書類」という。）が存在しないため、この要件を満たしていない。

③国賠法第1条第1項規定の「公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたこと」が、3つ目の要件である。

しかし、公権力の行使にあたった公務員が特定されたことを証明する書類が存在しない。また、当該公務員が故意又は過失によって違法に損害を与えた加害行為が特定されたことを証明する書類、故意であるのか過失であるのかを証明する書類、違法行為が何であるのかを証明する書類（以下「国賠法第1条第1項の要件に適合することを証明する書類」という。）が存在しないため、この要件を満たしていない。

上記のとおり、本件賠償金を適法に支出するための3つの要件について、1つも充足しておらず、署長が行った本件賠償金の支出は違法である。

そして、署長による違法な本件賠償金の支出の結果、県に本件賠償金93,904円の損害が生じている。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 事業執行伺い（件名：保管金不適正取扱い事故における賠償金について）
- (2) 示談書
- (3) 請求書
- (4) 警察施設内における要保護者の所持金の紛失事案に対する損害賠償について

- (5) 奈良警察署における要保護者の保管金不適正取扱い事故について
- (6) 奈良県警察要保護者保護取扱規程
- (7) 要保護者保護取扱規程の施行について
- (8) 本件賠償金の支出に係る新聞記事
- (9) 保護取扱要綱について（警察庁から都道府県警察本部長あて）
- (10) 本件賠償金の支出に関する令和２年２月定例県議会に提出する議案書に係る知事決裁書類他関係書類

第２ 監査の実施

１ 請求人の証拠の提出及び陳述

令和３年４月８日、法第２４２条第７項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から本件の監査請求に係る行政文書不開示決定通知書等の証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

２ 監査の観点、着眼点、対象及び方法

奈良県監査基準に基づき、合規性等の観点から、本件賠償金の支出が違法又は不当な公金の支出であると認められるかなどに着眼して、請求人が違法と主張する本件賠償金の支出を対象として、請求人から提出を受けた請求書及び補足説明書等並びに監査対象部局から提出を受けた資料及び監査対象部局の説明等の内容を確認するなどの方法により監査した。

３ 監査対象部局

奈良県警察本部（以下「警察本部」という。）

４ 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等

警察本部に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和３年４月１４日に説明を聴取するなどした。

警察本部から提出を受けた監査資料及び警察本部の説明の内容等は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件賠償金の支出の概要

- ・ 支出額 93,904円（内訳 実質損害額 90,000円、遅延損害金 3,904円）
- ・ 支出日 令和２年３月３１日
- ・ 支出の相手方 本件相手方

(2) 本件相手方の保護から本件賠償金の支出までの経緯

ア 奈良署が本件相手方を保護してから本件事故が発覚するまでの経緯について

- ・ 令和元年5月18日午後9時20分

奈良署の職員が奈良署の管轄区域内の現場で本件相手方を保護した。

- ・ 同日午後9時32分

本件相手方を奈良署庁舎へ連行し保護室に収容した。

A巡査が本件相手方の所持品を蓋がない籠に入れ、奈良署庁舎1階の地域総務課（以下「地域デスク」という。）へ搬出した。

B巡査が、地域デスク事務机において、本件相手方の現金を2回数え、その金額が46万4,228円であることを確認した。

A巡査が、B巡査の隣で保護カードを作成し、上記の金額を記載した。

- ・ 同日午後10時30分

A巡査は、保護カードと所持品の入った籠を本件相手方の保護に関与した巡査長（以下「巡査長」という。）へ引継ぎした。

巡査長は、保護カードの記載内容を確認（所持品そのものは確認していない）し、籠に所持品を入れて、その上に保護カードを置いた状態で地域デスク事務机の上で保管した。

- ・ 同月19日午前8時38分

本件相手方の保護を解除し、保管していた所持品を本件相手方に返還することとなり、巡査長立会の下、本件相手方が自ら現金を確認したところ、前記の保護カードに記載した金額に対して現金9万円（1万円紙幣9枚）が不足することが発覚した。

その際に、本件相手方から不足する現金9万円も含めて返還するよう求められたが、その場で確認することができた現金374,228円を本件相手方に返還するとともに、現金9万円が不足する旨を記載した受領書を作成し、本件相手方の署名を得た。また、署長に報告のうえ、鑑識活動、署内の捜索及び裁断機内のゴミの確認等の調査を実施した。なお、同日から調査の終了（令和元年11月1日）までの間、継続的に、関係職員からの聴取等の調査を実施したが、現金9万円が不足することとなった直接の原因を特定することはできなかった。

イ 上記のア以後本件賠償金の支出までの経緯

- ・ 同年５月２３日
本件相手方から、警察本部保護業務担当職員（以下「担当職員」という。）に対して、不足する現金９万円を返還するよう要求があった。
- ・ 同年１０月２９日
本件相手方から、担当職員に対して、不足する現金９万円の返還に加え、遅延損害金を支払うよう要求があった。
- ・ 令和２年１月１０日
奈良署が、本件相手方から本件賠償金を請求する旨の意思を確認し、確認書を作成した。
- ・ 同年２月１２日
警察本部長が本件賠償金の支出に関する議案書を決裁した。
- ・ 同月２１日
警察本部が本件賠償金の支出に関する議案書の知事決裁を得た。
- ・ 同年３月９日
知事が本件賠償金の支出に関する議案書を議会（令和２年２月定例県議会）に提出した。
- ・ 同月２５日
本件賠償金の支出に関する議案について、議会で議決された。
また、署長が本件相手方と示談書を交わした。
- ・ 同月２６日
署長が本件賠償金の支出に係る支出負担行為を決議のうえ、支出命令を決議した。
- ・ 同月３１日
本件相手方に対する本件賠償金の支出が完了した。

(3) 本件相手方の保護及び本件相手方の現金の保管について

ア 本件相手方を保護した法的根拠及びその理由について

警察官職務執行法（以下「警職法」という。）第3条第1項では、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。」と規定され、同条同項第1号では、「精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者」と規定されている。

令和元年5月18日に、奈良署の職員が、奈良署の管轄域内の現場において、警職法第3条第1項第1号の規定に基づき本件相手方を保護する必要があると認めたため、適正に保護した。

イ 本件相手方の現金を保管した法的根拠及びその理由について

警職法第3条第1項に該当する者の保護等に関する手続に関して、本件相手方の保護（以下「本件保護」という。）の発生の当時は、昭和33年2月20日付奈良県警察本部訓令第2号「奈良県警察要保護者保護取扱規程（以下「保護規程」という。）」の定めが適用されていた。

保護規程第6条第1項では「要保護者を保護するに当たっては、保護に当る警察官は、自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある危険物（以下「危険物」という。）を所持しているかどうかを確め、危険物を発見したときは、その物の提出を求め保護主任者にその旨を報告しなければならない」とされ、同条第2項では、「危険物以外の物品であっても現金、有価証券その他貴重品等で、本人に所持させておくことにより紛失又は破損するおそれのある場合は、本人が拒否しない限りこれを保管するようにしなければならない」とされている。

現場での本件相手方の言動から、本件相手方が多額の現金を所持していることが明らかになり、泥酔状態であった本件相手方に所持させておくことは紛失のおそれが高いと判断し、本件相手方から現金等の所持品を提出させ、同条同項に基づき奈良署が保管した。

ウ 本件相手方の現金の保管に係る奈良署の事務処理について

(ア) 保管開始に当たっての奈良署の事務処理について

保護規程第6条第3項では、「保護主任者は、危険物又は金品を保管するときは、保護に当たる警察官の立会のもとに、その品目、数量を点検して確認しなければならない」とされている。

しかし、本件保護の保護主任者である当直長は、本件保護の発生を把握し

ていたものの上記の点検、確認を行わず、また、本件相手方の所持品の保管管理に係る事務処理について、関係職員に対して具体的な指示を怠った。

そして、保護に当たったB巡査、A巡査及び巡査長は次のような事務処理を行った。

①B巡査の事務処理

B巡査は、地域デスクにおいて、A巡査の隣りで本件相手方の所持品を確認し、内訳をメモ紙に記載し、所持品を籠の中に入れた。財布の中に入っていた現金は1人で2回数えて金額を確認し、財布の中に戻し、財布を籠の中に入れた。上記のメモ紙は、A巡査に手渡した。

②A巡査の事務処理

A巡査は、B巡査が作成したメモを預かり、メモを見ながら保護カードに現金の金額を記載した。保護カードを作成すると、所持品が入った籠に保護カードを入れ、巡査長に引き継いだ。

③巡査長の事務処理

A巡査から引き継ぎを受けた巡査長は、保護カードの内容を確認したが、籠の中の所持品についてはA巡査及びB巡査が既に確認していると思い、自らは確認せず、地域デスクの机の上で保管を開始した。

(イ) 保管中の奈良署の事務処理について

保護規程第7条第1項第1号では、保護主任者の責務として「保管物は、その品目、数量を要保護者名簿の所定欄に記載し、現金及び貴重品は貴重品預袋に収納して会計課（係）員に保管させるものとし、その他の物は、各人ごとに区分して施錠のある保管箱に収納して保管すること」とされ、同条同項第2号では「前号の現金及び貴重品の保管について会計課（係）員が不在の場合は、保護主任者が一時これを保管し、速やかに会計課（係）員に引き継ぐこと」とされている。しかし、前記のとおり、保護カード及び本件相手方の所持品は、A巡査から巡査長に引き継がれ、当直長及び当直長を補佐する立場の副当直長は現金を保管せず、現金を貴重品預袋に収納するような措置もとられなかった。

実際に保管に当たった巡査長は、籠の中の所持品を地域デスクの机の上で保管していた。また、当直長に対して、多額の現金を保管していること及び保管場所を報告しなかった。

(ウ) 保護規程で定める事務処理をすることができなかった理由について

当直長及び副当直長においては、多額の現金を保管していることを認識していなかったこともあり、保護主任者又は保護主任者を補佐する立場の副当直としての責任に対する認識を欠いていたため、保護規程で定める事務処理をすることができなかった。

巡査長においては、これまでの保護の際にも、要保護者の所持品の保管に当たって同様の事務処理をしていたが、これまで問題が発生していなかったため、本件保護に当たっても保護規程で定める事務処理をすることができなかった。

(エ) 関係職員の処分について

令和２年２月２８日付けで、当直長及び巡査長は本部長注意とし、副当直長は所属長注意とする処分がされている。

(4) 再発防止に向けた取り組みについて

令和元年６月２８日、保護規程を全面改正し、奈良県警察における保護の取扱いに関する訓令を制定（同年７月１日施行）するなど関係規程を整備（被保護者の危険物、現金、貴重品等の取扱い及び保管の方法の見直し等）した。

令和元年７月２２日から２４日の間、各警察署に対し、「保護業務に関する巡回教養」を実施し、今般改正した訓令の概要及び適正な運用について指導教養を行うとともに、貴重品等の保管庫を配分・整備した。

(5) 本件賠償金の支出は違法とする旨の請求人の主張に対する見解について

ア 署長が所属する県に国賠法第１条第１項に規定する損害賠償の責任があることが、本件賠償金を適法に支出するための要件の１つであるが、知事が署長に権限を付与したことを証明する書類が存在しないため、この要件を満たしていないとする旨の請求人の主張に対する見解について

(イ) 署長が本件賠償金の支出に係る事務処理を行う権限の根拠について

奈良県会計規則（以下「会計規則」という。）第２条及び第３条並びに平成１６年３月３０日奈良県告示第６６１号「かいの指定」（以下「かいの指定に係る告示」という。）により、署長はかい長として、奈良署に係る経費の支出負担行為及び支出命令等の会計事務について、知事から委任を受けている。また、奈良県契約規則（以下「契約規則」という。）第２６条により、署長はかい長として、奈良署に係る契約（自動車の購入に係る契約以外の契

約で、1 件の契約金額が1 0 0 万円未満のもの）の締結に関する事務について、知事から委任を受けている。

なお、奈良署の管轄区域は警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（以下「警察署条例」という。）により、奈良市（奈良県奈良西警察署及び奈良県天理警察署の管轄区域を除く。）と定められている。本件事故は、本件保護の発生場所を管轄する奈良署が本件相手方を保護し、本件相手方の現金の保管に係る事務処理を行う中で発生したものである。

（イ）請求人の主張に対する見解について

上記（ア）のとおりに、「かい長」である署長が知事に代わって署長の名をもって委任を受けた事務を行うことは権限の範囲内であり、違法性は見当たらない。

イ 本件相手方が憲法第17条及び国賠法第1条第1項の規定に基づき県に対して損害賠償の請求を行うことが、本件賠償金を適法に支出するための要件の1つであるが、本件賠償金の支出に係る議案書の知事決裁を得る前に、本件相手方が知事に請求したことを証明する書類が存在しないため、この要件を満たしていないとする旨の請求人の主張に対する見解について

（ア）本件相手方からの請求の状況について

令和元年5月19日、本件相手方の保護を解除した際に、保管時に作成した保護カードに記載した金額から現金9万円が不足することが判明し、その場で本件相手方から不足する現金9万円の返還を求められた。巡査長の上司が、本件相手方に対して、現金9万円が不足する原因を調査する旨伝え、奈良署が返還した現金が9万円不足する旨を記載した受領書を作成し、本件相手方の署名を得た。

同月23日、本件相手方から担当職員に対し、不足する現金9万円について返還を請求する旨の意思が示された。

同年10月29日、本件相手方から担当職員に対し、不足する現金9万円の返還に加え、遅延損害金を請求する旨の意思が示された。

令和2年1月10日、署長を当事者甲、本件相手方を当事者乙とし、「甲は、乙に対して9万円に支払日までの遅延損害金（年5%）を加算した金額を賠償する。」旨の確認書を両名により作成し、本件相手方の署名を得ている。

（イ）請求人の主張に対する見解について

上記（ア）のとおり、本件相手方から現金9万円及び遅延損害金の請求の意思が示され、担当職員に到達した時からその効力が生じており、また、本件相手方からの意思表示の証拠として「甲は、乙に対して9万円に支払日までの遅延損害金（年5%）を加算した金額を賠償する」旨の確認書（令和2年1月10日付け）を作成し、本件相手方から署名も得ていることから、本件賠償金の支出に問題はない。

ウ 国賠法第1条第1項規定の「公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたこと」が、本件賠償金を適法に支出するための要件の1つであるが国賠法第1条第1項の要件に適合することを証明する書類が存在しないため、この要件を満たしていないとする旨の請求人の主張に対する見解について

（ア）国家賠償法第1条第1項で規定する要件への適合について

警察本部は、本件賠償金の支出に係る議案書の知事決裁を得る前に、国賠法第1条第1項で規定する要件（次の①～⑤の要件）を満たすと判断しており、そのことを明確にする書類（令和元年11月付け「警察施設内における要保護者の所持金の取扱いに関する損害賠償について」（以下「11月付け説明資料」という。）及び令和2年2月付け「奈良警察署における要保護者の保管金不適正取扱い事故について」）を作成していた。

① 本件の「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員」について

本件相手方の現金の保管管理に関与した巡査長、当直長及び副当直長であり、いずれも県の警察官である。

② 本件の「故意又は過失」について

巡査長は、本件相手方に損害を与える故意は認められないものの、引継ぎを受けた際の点検や当直長等に対する報告等、所持品の保管管理を怠ったという過失が認められる。

当直長は、本件相手方に損害を与える故意は認められないものの、本件保護の発生を知らながら、当直長として当直員を指揮し、所持品の保管管理を怠ったという過失が認められる。

副当直長は、本件相手方に損害を与える故意は認められないものの、本件保護の発生を知らながら、副当直長として、所持品の保管管理を怠ったという過失が認められる。

③ 本件の「その職務を行うについて」について

保護規程第6条に基づく、本件相手方の危険物等の保管という職務上の行為である。

④ 本件における「違法に」について

保護規程第6条第3項及び第7条第2項では、「保護主任者は、危険物又は金品を保管するときは、保護に当る警察官の立会のもとに、その品目、数量を点検して確認しなければならない」、「会計課（係）員が不在の場合は、保護主任者が一時これを保管し、速やかに会計課（係）員に引き継ぐこと。」と規定されているが、保護主任者である当直長による所持品の確認や適切な保管が行われなかったため、不適切であったと認められる。

⑤ 本件の「他人に損害を加えたとき」について

所持品を本件相手方に返還した際に、保護カードに記載した金額から現金9万円が不足しており、本件相手方に損害を与えた。

(イ) 本件相手方の現金が不足することとなった直接の原因を特定することができない中で職員の故意又は過失を認定したことについて

本件事故について、あらゆる原因を視野に所要の調査をし尽くしたものの、本件相手方に損害を生じさせた直接の原因を特定することができなかった。

しかし、昭和57年4月1日の最高裁判所の判決では、「国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があつたのでなければ右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は、加害行為不特定の故をもつて国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることができないと解するのが相当」とし、具体的な加害行為が特定されていない場合でも賠償の責任は免れないとしている。

本件事故については、本件相手方の所持品の保管管理に問題がなければ、本件相手方に損害が生ずることはなかつたであろうと認められ、巡查長が当直長等に必要な報告を怠り、当直長が本件相手方の所持品を適切に保管しなかった点が問題であると考え、保護規程を根拠に、巡查長、当直長及び副当直長の過失を認定した。

なお、上記3名の職員の不適切な行為があったことについては、本人らへの事情聴取等により認定しており、聴取の記録は警察本部で保管している。

(ウ) 請求人の主張に対する見解について

上記の (ア) 及び (イ) で示すとおり、国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたことは明白であり、国賠法第1条第1項の要件を満たしている。

第3 監査の結果

本件の住民監査請求の監査の結果を次のとおり決定した。

本件の住民監査請求の監査対象に係る措置要求は、賠償金の支出に必要な要件を満たしていないとする請求人の主張には理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 請求人の個々の主張に対する監査委員の判断について

- (1) 署長が所属する県に国賠法第1条第1項に規定する損害賠償の責任があることが、本件賠償金を適法に支出するための要件の1つであるが、知事が署長に権限を付与したことを証明する書類が存在しないため、この要件を満たしていないとする旨の請求人の主張に対する監査委員の判断について

ア 地方公共団体の支出等の権限の所在に関する法の規定について

法第147条では、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」とされ、法第148条では「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」とされ、法第149条では、普通地方公共団体の長の担当事務として、第2号で「予算を執行すること」が明示されている。

以上のとおり、法は、普通地方公共団体に係る支出等の権限は長に属することを原則としているが、法第153条第1項では、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる」と規定されている。

イ 本件賠償金の支出に関する会計事務等の委任について

警察本部の説明のとおり、会計規則第2条及び第3条並びにかいの指定に係る告示により、署長はかい長として、奈良署に係る経費の支出負担行為及び支出命令等の会計事務について、知事から委任を受けている。また、契約規則第26条の規定により、署長は、奈良署に係る一定の契約の締結に関する事務に

についても、知事から委任を受けている。なお、本件事故は、奈良署が、警察署条例で定める奈良署の管轄区域内で発生した本件保護に係る事務処理を行う中で発生したものである。

ウ 請求人の主張に対する監査委員の判断

以上のとおり、署長は、奈良署に係る会計事務等について、会計規則及び契約規則の規定等により、知事から委任を受けているところ、警察本部の説明の内容から、署長は、警察署条例で定める同署の管轄区域内で発生した本件保護に係る事務処理を行う中で発生した本件事故に起因する本件賠償金の支出に関する会計事務等について、知事から委任を受け事務処理を行ったと認められる。加えて、知事が本件賠償金の支出に係る議案書を議会に提出するに当たり、警察本部は事前に知事の決裁を得ており、本件賠償金の支出に関する会計事務等に関して、署長が知事から委任を受けた権限の範囲を逸脱又は濫用したような特段の事情も認められない。

したがって、知事が署長に権限を付与したことを証明する書類が存在しないため支出の要件を欠く旨の請求人の主張は理由がないと判断する。

- (2) 本件相手方が憲法第17条及び国賠法第1条第1項の規定に基づき県に対して損害賠償の請求を行うことが、本件賠償金を適法に支出するための要件の1つであるが、本件賠償金の支出に係る議案書の知事決裁を得る前に、本件相手方が知事に請求したことを証明する書類が存在しないため、この要件を満たしていないとする旨の請求人の主張に対する監査委員の判断について

ア 国賠法第1条第1項に基づく損害賠償に係る請求の方式について

憲法第17条では、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」とされ、国賠法第1条第1項では、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とされている。しかしながら損害を受けた者が国又は公共団体に対して損害賠償請求をするに当たり、請求の宛先、方法等（以下「請求の方式」という。）について、憲法及び国賠法には具体的な規定は置かれていない。

また、国賠法第4条では、「国又は公共団体の損害賠償の責任については、前3条の規定によるの外、民法の規定による」とされているが、民法上の不法行為責任について定めた同法第709条においても、請求の方式については、

具体的な規定はされていない。

イ 本件賠償金の支出に係る本件相手方からの請求について

警察本部の説明によると、令和元年5月19日に、奈良署の職員は、保管した現金を本件相手方に返還するに当たり、保管開始に当たって保護カードに記載した金額に対して現金9万円が不足することを本件相手方とともに確認し、その際に本件相手方から不足する現金9万円の返還を求められ、現金が9万円不足する旨明記した受領書を作成し、本件相手方の署名を得たとのことである。また、令和2年1月10日に、署長と本件相手方の名前で、不足する現金9万円に年5%の遅延損害金を加算した金額を賠償する旨記載された確認書を作成し、本件相手方の署名を得たとのことである。

監査委員は、上記の受領書及び確認書を調査したところ、受領書には本件相手方の名前で返還を受けた現金9万円が不足する旨記載されていることを確認した。また、確認書には署長と本件相手方の名前で、署長が本件相手方に対して、不足する現金9万円に年5%の遅延損害金を加えて賠償する旨記載されていることを確認した。

ウ 請求人の主張に対する監査委員の判断

以上のとおり、国賠法第1条第1項に基づく損害賠償の請求の方式について、憲法及び国賠法では、具体的な規定は置かれていないところ、前記の警察本部の説明の内容並びに本件相手方が署名した受領書（令和元年5月19日付）及び確認書（令和2年1月10日付）の記載内容等から、本件賠償金の支出に係る議案書の知事決裁前（知事決裁日：令和2年2月21日）に、署長は、本件相手方から、同条同項に基づく損害賠償として、不足する現金9万円に加えて年5分の遅延損害金を支払う旨の請求の意思の表示を受けていたことが認められる。

請求人は、本件相手方は奈良県（知事）に対して請求しなければならない旨も述べているが、前記のとおり、署長は、会計規則の規定等により知事から本件賠償金の支出に関する会計事務等について委任を受けており、受任者として自己の名と責任において当該事務を処理することができることから、本件相手方からの署長あてにされた請求は、知事あてにされたものと同様の効力を有すると解する。

したがって、本件賠償金の支出に係る議案書の知事決裁を得る前に、本

件相手方が知事に請求をしたことを証明する書類が存在しないため支出の要件を欠く旨の請求人の主張は理由がないと判断する。

- (3) 国賠法第1条第1項規定の「公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたこと」が、本件賠償金を適法に支出するための要件の1つであるが、国賠法第1条第1項の要件に適合することを証明する書類が存在しないため、この要件を満たしていないとする旨の請求人の主張に対する監査委員の判断について

ア 国賠法第1条第1項に規定する要件について

国賠法第1条第1項では「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定されている。そして、昭和57年4月1日の最高裁判所の判決では、「国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても（中略）国又は公共団体は、加害行為不特定の故をもつて国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることができないと解する」と説明している。

イ 国賠法第1条第1項規定の要件の適合に係る当時の警察本部の判断の内容等について

警察本部の説明によると、本件事故について、あらゆる原因を視野に所要の調査をし尽くしたものの、本件相手方に損害を生じさせた直接の原因を特定することができなかったとのことである。しかし、奈良署に所属する巡査長、当直長及び副当直長が、本件相手方の現金を保管するという職務を遂行するに当たり、保護規程に定められた確認や保管を怠るなどの不適切な行為によって本件相手方に返還する現金9万円が不足するという損害を与えたこと、また、このような奈良署の職員による不適切な行為がなければ、本件相手方に損害が生ずることはなかったと認められることから、同職員らに過失があることを同職員らへの事情聴取により認定するなどして、国賠法第1条第1項の要件に適合する旨判断したとのことである。

上記に関して、監査委員は、奈良署の職員による本件相手方の現金の保管に係る事務処理の状況について警察本部から説明を受け、巡査長及び当直長が保

護規程に違反する不適切な事務処理をしていたことが認められた。また、警察本部の説明によれば、巡査長は、本件事故以前から、このような不適切な事務処理を行っていたと認められた。

監査委員は、警察本部が作成した11月付け説明資料を調査したところ、3頁から4頁にかけて、賠償責任があることの判断に関する記載がある他、1頁から3頁にかけて事案の概要、保護時の所持品の確認・保管状況、事実関係の調査（関係職員への事情聴取他）の状況などに関する記載があり、4頁から6頁にかけて弁護士相談、損害額の認定、警察官個人への求償等に関する記載が認められた。また、「巡査長は保護カードの内容を確認するも、所持品は確認せず。所持品の入った籠を地域デスク事務机の上に放置。」、「本件については保管管理が徹底されていなかったことが原因であり、警察に過失がある」という、加害公務員、加害行為及び過失の認定等に関する具体的な記載が認められた。

ウ 請求人の主張に対する監査委員の判断

前記の警察本部の説明の内容及び11月付け説明資料の記載内容等から、警察本部は、本件賠償金の支出に当たり、奈良署の職員が職務の遂行中に不適切な行為をし、その結果、本件相手方に損害を与え、同職員の過失があること等を認定したうえで、国賠法第1条第1項に規定する要件に適合する旨判断していたと認められる。また、11月付け説明資料は、その記載内容から、警察本部が、関係職員からの事情聴取等の調査で確認した本件事故に係る事実について、弁護士相談等の法的な見地から検討を行い、国賠法第1条第1項に規定する要件に適合することを明らかにする書類として、作成した書類であると認められる。

そして、前記の最高裁判所の判決によると、地方公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合に、具体的に、どの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができない場合でも、当該公務員が所属する地方公共団体は国賠法上の賠償責任を免れることができないこととされており、この判決の内容に照らすと、上記の警察本部の判断は合理性を有すると認められる。

したがって、国賠法第1条第1項の要件に適合することを証明する書類が存在しないため、支出の要件を満たしていないとする旨の請求人の主張は理由がないと判断する。

2 結論等

以上のとおり、本件賠償金の支出は違法とは認められないため、知事が県に対して当該支出金を返還する理由はないと判断する。

しかし、前記のとおり、本件事故に関しては、奈良署の職員が保護規程の定めに違反する不適切な事務処理をしていたこと及び本件事故の以前にも同様の不適切な事務処理をしていたことが問題であったと考える。本件監査において、警察本部から、再発防止に向けた取り組みを既に実践している旨の説明がなされた。警察本部においては、不適切な事務処理が繰り返されることがないよう、取り組みの継続が望まれる。